



熊本県公報

第 1 1 1 8 2 号
平成 16 年 10 月 18 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………	(漁政課) 1
○ ” ” ……………	(”) 1
○道路の供用開始……………	(道路総務課) 2
○熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項……………	(経営金融課) 2
○熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項……………	(”) 3
公 告	
○旧肥後学園除草業務の一般競争入札……………	(知的障害福祉課) 3
○道路の位置指定……………	(建築課) 5
○ ” ” ……………	(”) 5
○ ” ” ……………	(”) 6
○ ” ” ……………	(”) 6
○ ” ” ……………	(”) 6
○ ” ” ……………	(”) 6
○ ” ” ……………	(”) 6
○ ” ” ……………	(”) 6
○県営土地改良事業計画変更……………	(農村計画課) 7
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………	(監理課) 7
○県営土地改良事業計画の変更……………	(農村計画課) 7
○ ” ” ……………	(”) 8
○ ” ” ……………	(”) 8
○開発行為に関する工事完了……………	(建築課) 8
○ ” ” ……………	(”) 8

告 示

熊本県告示第 1039 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
住吉加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇土市住吉町 2511-2 山本 一久
宇土市住吉町 1498 伊藤 清
宇土市住吉町 2245 益田 清治
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住吉漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 16 年 10 月 18 日から平成 16 年 11 月 1 日まで
- 5 縦覧場所
住吉漁業協同組合

熊本県告示第 1040 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 名称
宮田加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡倉岳町大字宮田 2433 番地 原田 房男
天草郡倉岳町大字宮田 1214 番地 浜崎 信幸
天草郡倉岳町大字宮田 1333 番地 1 松本 満
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 16 年 10 月 18 日から平成 16 年 11 月 1 日まで
- 5 縦覧場所
倉岳町漁業協同組合

熊本県告示第 1041 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 10 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	阿蘇郡蘇陽町大字橘字河原戸	39.0	仮設道 設置
		同 所 同 字		
		545 番 1 地先から		
		545 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 16 年 10 月 18 日

熊本県告示第 1042 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項を次のとおり定める。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項

(目的)

第 1 条 この要項は、平成 16 年台風第 16 号又は台風 18 号による被害を受けた中小企業者の復興のための資金を融資することにより、中小企業者の経営の安定に資することを目的とし、熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成 13 年熊本県告示第 326 号。以下「融資制度要項」という。）第 6 条第 2 号に係る台風災害特別枠を定めるものとする。

(融資枠)

第 2 条 取扱金融機関は、預託を受けた資金に 300 パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(融資資格)

第 3 条 融資制度要項第 5 条第 2 号の規定にかかわらず、融資を受けようとする中小企業者は、県内に住所及び事業所を有し、同一事業を 6 か月以上営んでいるものとする。

(融資対象者)

第 4 条 融資対象者は、平成 16 年台風第 16 号又は台風第 18 号により県内で被害を受けた中小企業者で、被害を受けた事業所が存する市町村の長が発行するり災証明書を有するものとする。

(融資条件)

第 5 条 取扱金融機関が行う融資の条件は、融資制度要項第 7 条第 1 号から第 4 号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 次のいずれかのうち、低い額とする。

- ア 1 企業当たり 3,000 万円
運転資金にあっては 1,500 万円
- 1 組合当たり 6,000 万円
運転資金にあっては 3,000 万円

イ 融資制度要項第 7 条第 1 号アで規定する融資限度額と融資残高の差額

(2) 資金用途

- ア 既存設備復旧のために必要な設備資金
- イ 棚卸資産の被災による不足運転資金
- ウ 被災設備の補修に充当したために生じた不足運転資金
- エ 災害による事業休止等のために生じた不足運転資金

- (3) 融資利率 年 1.80 パーセント以内
 (4) 融資期間 設備資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)
 運転資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

(融資申込み)

第 6 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、融資制度要項第 9 条第 1 項に規定する書類のほか、市町村長の発行するり災証明書及び別に定める認定申請書を提出するものとする。

2 商工会議所又は商工会 (組合にあっては熊本県中小企業団体中央会) における融資申込みの受付期限は、平成 16 年 12 月 6 日とする。

(借換えの禁止)

第 7 条 この要項の規定による融資においては、融資制度要項第 12 条の規定は、適用しない。

(雑則)

第 8 条 この要項及び融資制度要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 10 月 18 日から施行する。

熊本県告示第 1043 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項 (平成 13 年熊本県告示第 326 号) の一部を次のように改正する。

別表中「熊本県金融円滑化特別資金」を「熊本県金融円滑化特別資金 (台風災害特別枠を除く。)」に改める。

附 則

この要項は、平成 16 年 10 月 18 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 800 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

旧肥後学園除草業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 17 年 3 月 15 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、旧肥後学園除草業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。) による審査のうち、有資格者として営業種目公園等清掃に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて